

11月は児童虐待防止推進月間 「もしかして？」 ためらわないで！ 189（いちはやく）

保護者がしつけのつもりで行った行為であっても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。その行為は「しつけ」ではなく「虐待」となります。

◎児童虐待とは

身体的虐待 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる、戸外に閉め出すなど

性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど

心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前での夫婦げんかなど

◎こんなことしていませんか？

これらはすべて体罰です

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬をたたいた。
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。

子どもの心を傷つける行為です

- ・冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った。
- ・やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしていなかった。



◎体罰等が子どもに与える悪影響

体罰等が子どもの心身の発達等に悪影響を与える可能性があります。

親から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まり、また、体罰が頻繁に行われるほど、そのリスクはさらに高まると指摘する調査研究もあります。

虐待や体罰、暴言を受けた体験がトラウマ（心的外傷）となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子どもの成長・発達に悪影響を与えます。

一方で、その後の適切な関わりや周囲の人の支えにより、悪影響から回復し、あるいは課題を乗り越えて成長することも報告されています。

◎「子育ての悩み」相談してみませんか？

相談は下記にご連絡ください。

- ☎ 児童相談所相談専用ダイヤル
☎ 0120-189-783
- ・家庭児童相談室（子育て支援課）
☎ 26-6535
- ・秩父市子育て支援センター（下郷児童館）
☎ 24-1712

◎「児童虐待かも？」と思ったら

下記へご連絡ください。連絡者の秘密は守ります。

- ☎ 児童相談所虐待対応ダイヤル
☎ 189（24時間・365日）
- ・熊谷児童相談所 ☎ 048-521-4152
- ・市役所子育て支援課 ☎ 26-6535
- ・吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
吉田☎ 77-1111 大滝☎ 55-0101
荒川☎ 54-2111

秩父年金事務所 ☎ 27-6560
(ナビダイヤル)
☎ 0570-1003-004

また、10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付されます。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

このため、令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、日本年金機構本部から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が10月下旬から11月上旬にかけて順次送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金だより